

追 加 議 案（令和3年6月14日提出）

議 案 番 号

件

名

議 第 5 4 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第54号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年人吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 44 令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間における市長の給料月額、附則第42項の規定にかかわらず、別表第1の額から当該額に10分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月14日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものである。